

(ここには本局が受付時に
バーコードを貼付)

BC

商標登録料納付書

【納付金額】 第一期分(第1~3年分)の登録料\$
(どちらかを任意選択) 通期分(第1~10年分)の登録料\$
【納付締め切り日】 査定書送達日の翌日より2カ月以内

一、出願番号及び商標名称

【出願番号】
【商標の種類】
【商標名称】
【類別】

二、出願人

会社 個人事業・組合・工場 または身分証明書の統一番号

【名称または氏名(中文)】
【(英文)】

【住所(中文)】

【代表者または責任者(中文)】

【電話】 【ファックス】

三、弁理士(弁理士を設けていない場合、ここは記入不要)

【身分証明書統一番号】

【氏名】

【住所】

【電話】 【ファックス】

ご留意 「早く料金を納付すれば早く登録されます」

査定書を受領する翌日より2カ月以内に料金を納付要。期限が切れても納付していない者に対し、元の承認査定が失効となり、登録をしないことにします。

【納付方式】 現金 一覽払い手形・小切手 郵政送金 ATMによる振込または電信送金(振込取引明細書など証票添付)

拝啓

貴殿の商標登録出願は承認査定されましたが、商標法の規定により登録料を納付してから初めて登録を致します。商標権の取得を確保するため、査定書の送達翌日より2カ月以内に自ら本局(または本局の新竹、台中、台南、及び高雄出張所)まで登録料をご納付、または通信方式でご納付下さい(期限が到来しても納付していない者に対し、元の承認査定が失効となります)。

本局はご納付の登録料を入金してから1ヵ月後に登録を公報し、登録証を郵送致します。

經濟部智慧財產局

敬具

納付方式についての説明(料金は商標登録料納付書とともに提出要)

- 【現金】本局または本局の各出張所での納付に限ります。郵送不可。
- 【振込(ATMによる振込、ネットATMによる振込(よく見られる)インターネットバンキングによる振込)、電信送金、または合作金庫銀行の何れかの支店で「同行他支店宛払込票」を記入し払い込むこと】振込先、送金先、払込先は合作金庫銀行(銀行コード:006)古亭支店 口座番号:0877-705-658811 口座名称:「經濟部智慧財產局」。納付後、納付済の証明文書(例:ATM取引明細書、インターネットバンキングによる振込が成功した資料、電信送金伝票、同行他支店宛払込票の領収書)を納付書とともに本局へ郵送、または自ら本局の窓口までご提出下さい。
- 【手形・小切手】一覽払い手形・小切手(小切手、為替手形、銀行発行の約束手形)に限られます。受取人は「經濟部智慧財產局」。且つ「裏書譲渡禁止」を記載下さい。
- 【郵貯送金】口座番号:00128177、口座名称:「經濟部智慧財產局」、(連絡の便利のため)送金伝票の通信欄に「第一期分の商標登録料を納付」、「出願番号」、「出願人名称」、「商標または防護標章の名称」、「連絡電話」など項目をご明記下さい。本口座番号へは電信送金または振込をしないようにして下さい。

登録料納付または商標についてのその他の問題がございましたら、本局のホームページである<http://www.tipo.gov.tw>をクリックし、または商標サービスデスクの電話(02)23767570へお問い合わせ下さい。本局の住所:台北市大安区辛亥路2段185号3階